

官報

主要目次

- 省令
昭和二十年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に對する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預金の拂戻に關する省令廃止
厚生省組織規程の一部改正
町村警察の廃止
無線局の免許
国家公安委員会所属長崎県平戸島地区警察署構内無線局の通信の相手方変更
割増金附信平和定期貯金の細目等
城南信用金庫第四回城南割増定期預金の細目等
理容師養成施設及び美容師養成施設指定
保母養成施設指定
第三回獸醫師國家試験に關する件
仕向國における意匠權を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正
輸入に關する事項の公表(第四十六回)の一部改正
電気用品の製造免許
中央共同募金委員会及び日本赤十字社に對する寄附金一円を附加したお年玉つき二円通常葉書の発売要領
中野電報局野方分室設置
人事院公告
第四回國家公務員(五級職・六級職)採用試験公告一部変更公告

省令

大蔵省令第九十二号

ポツダム宣言の受諾に伴い、發する命令に關する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、昭和二十年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に對する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預金の拂戻に關する省令を廢止する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月七日

大蔵大臣 池田 勇人

昭和二十年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝鮮に對する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け換等により生じた銀行預金の拂戻に關する省令を廢止する省令

附則
この省令は、公布の日から施行する。

文部省令第二十一号

従前の規定による齒科大學予科に關する省令(昭和二十五年文部省令第四号)の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十一月七日

文部大臣 天野 貞祐

従前の規定による齒科大學予科に關する省令(昭和二十五年文部省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一項中「昭和二十六年度まで」を「昭和二十九年年度まで」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

厚生省令第四十五号

厚生省組織規程(昭和二十四年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十一月七日

厚生大臣 橋本 龍伍

別表第五(国立結核療養所の表、国立岩木療養所の項中「浪岡町」を、国立沢村に、国立島根療養所の項中「八束郡乃木村」を「松江市上乃木町」に、国立長崎療養所の項中「西彼杵郡茂木町」を「長崎市上小島町」に、国立赤江療養所の項中「赤江町」を「大字田吉」に改め、国立米沢療養所の項の次に「国立庄内療養所」山形県西田川郡湯田川村を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

告示

総理府告示第三百六十四号

町村警察の廃止

警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十條の三第六項の規定により、警察を維持しないことに決定した旨、同條第八項の規定による昭和二十六年十月三十一日までに報告のあつた町村は、次のとおりである。

昭和二十六年十一月七日

内閣總理大臣 吉田 茂

- 北海道
松前郡 福島町
網走郡 美幌町
斜里郡 斜里町
青森県
三戸郡 三戸町
山形県
西村山郡 宮宿町

群馬県

- 群馬郡 箕輪町
多野郡 新町 鬼石町

栃木県

- 上野郡 今市町
那須郡 大田原町

千葉県

- 千葉郡 二宮町
東葛飾郡 浦安町 南行徳町 行徳町

東京都

- 南多摩郡 町田町
新潟県
北蒲原郡 葛塚町

中蒲原郡

- 小須戸町 亀田町
西蒲原郡 内野町 地藏堂町
三島郡 出雲崎町 寺泊町

中頸城郡

- 新井町
佐渡郡 両津町

富山県

- 中新川郡 雄山町
東礪波郡 出町

福井県

- 坂井郡 芦原町

長野県

- 小県郡 丸子町 県村

上伊那郡

- 伊那町 辰野町

北安曇郡

- 大町 下高井郡 中野町

岐阜県

- 羽島郡 笠松町

静岡県

- 庵原郡 蒲原町
榛原郡 相良町 吉田町 金谷町

愛知県

- 渥美郡 福江町
三重県
志摩郡 浜島町

大阪府

- 泉北郡 福泉町
兵庫縣
武庫郡 良元村

川辺郡

- 宝塚町
鳥取県
東伯郡 倉吉町

岡山県

- 岡山市 連島町

広島県

- 安芸郡 倉橋島村
福岡県
宗像郡 赤間町

浮羽郡

- 田主丸町

毎日 文庫

●電波監理委員会告示第九百三十八号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月三十一日 第三〇九二号
- 二 免許人の名称 新日本放送株式会社
- 三 無線局の種別 放送中継局
- 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、放送中継業務を行う。
- 五 通信の相手方 新日本放送の設置する送信所
- 六 通信の相手方 放送番組の中継及び放送事業に必要な事項
- 七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日 東経一三五度三〇分
- 八 設置場所 大阪市北区角田町四一番地 北緯三四度四二分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J K O 1 5 0 F 3 一 九 三 一 五 四 M 水島発振 位相変調 二〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 垂直型八木、ふく射器一 導波器三
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百三十九号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月十八日 第二〇六二二号
- 二 免許人の名称 日本放送協会
- 三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
- 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 日本放送協会所属の実用化試験局(陸上移動局)
- 六 通信の相手方 1.各種実況放送番組の中継及び取材ニュースの収集に関する事項  
2.実用化試験に必要な事項
- 七 免許の有効期限 昭和二十七年十月十七日
- 八 設置場所 移動機 東海、北陸、近畿、信越、関東一円  
常置場所 名古屋市南区南外 東経一三六度四分  
堀町六丁目一番地 北緯三五度四二分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J O 3 A C F 3 一 五 一 五 七 M 水島発振 位相変調 二五 W
- 十 空中線の型式及び構成 垂直型八木
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月十八日 第二〇六三三号
- 二 免許人の名称 日本放送協会
- 三 無線局の種別 実用化試験局(陸上移動局)
- 四 無線局の目的 放送事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 日本放送協会所属の実用化試験局(陸上移動局)
- 六 通信の相手方 1.各種実況放送番組の中継及び取材ニュースの収集に関する事項  
2.実用化試験に必要な事項

七 免許の有効期限 昭和二十七年十月十七日

八 設置場所 移動機 東海、北陸、近畿、信越、関東一円  
常置場所 名古屋市南区南外 東経一三六度四分  
堀町六丁目一番地 北緯三五度四二分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 J O 3 A D F 3 一 五 一 五 七 M 水島発振 位相変調 五〇 W

十 空中線の型式及び構成 スリブ

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十一号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月三十日 第六〇二二二号
- 二 免許を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡平戸町六五八番地 東経一二九度三三分  
北緯三三度三三分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 ひらどしま A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W
- 十 空中線の型式及び構成 単條
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十二号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年十月三十日 第六〇一三三号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡生月町大字 東経一二九度二六分  
生月一部免五二五番地 北緯三三度三三分

九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 いきつき A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W

十 空中線の型式及び構成 単條

十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十三号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年十一月十日 第六〇一六六号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡江迎町長坂免二四の九番地 東経一二九度三八分  
北緯三三度一八分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 きたまつ A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W
- 十 空中線の型式及び構成 単條
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十四号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。  
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十五年十一月十日 第六〇一七号
- 二 承認を受けた者 国家公安委員会
- 三 無線局の種別 固定局
- 四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
- 五 通信の相手方 国家公安委員会所属の長崎県北松及び平戸島地区警察管内の各固定局
- 六 通信の相手方 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
- 八 設置場所 長崎県北松浦郡島村浅ヶ谷免一四〇番地 東経一二九度四八分  
北緯三三度三二分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 ふくしま A 三 二 六 九 五 M 水島発振 終段陽極変調 五 W
- 十 空中線の型式及び構成 逆L型
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十五号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。  
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十二日 第二四二二二号
- 二 承認を受けた者 中央気象台
- 三 無線局の種別 実用化試験局(固定局)
- 四 無線局の目的 気象事業に使用するため、固定業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 中央気象台所属の東京(気象台)実用化試験局(固定局)
- 六 通信の相手方 1.気象情報  
2.急を要する気象事業に関する事項  
3.実用化試験に必要な事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十月三十一日
- 八 設置場所 東京都千代田区竹下町二番地 東経一三九度四六分  
北緯三五度四一分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 ちゆうおひ きしやう (注)一 F 三 一 九 〇 〇 三 M 水島発振 ベクトル合成 二〇 W  
(注)二 F 九 一 九 六 七 八 M
- 十 空中線の型式及び構成 八木型
- 十一 運用許容時間 常時

(注)一の周波数の使用は、清瀬及び富士山と通信する場合に限る。  
(注)二の周波数の使用は、布佐と通信する場合に限る。  
(注)三の周波数の周波数帯幅の許容値は、四〇Hzとする。

●電波監理委員会告示第九百四十六号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。  
昭和二十六年十月二十二日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十二日 第一四二二二号
- 二 承認を受けた者 中央気象台
- 三 無線局の種別 実用化試験局(固定局)
- 四 無線局の目的 気象事業に使用するため、固定業務の実用化試験を行う。
- 五 通信の相手方 中央気象台所属の東京(気象台)実用化試験局(固定局)
- 六 通信の相手方 1.気象情報  
2.急を要する気象事業に関する事項  
3.実用化試験に必要な事項
- 七 承認の有効期限 昭和二十七年十月三十一日
- 八 設置場所 東京都北多摩郡清瀬村中戸三三五番地 東経一三九度三二分  
北緯三三度四六分
- 九 呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 きよせ きしやう F 九 一 九 二 四 六 M 水島発振 ベクトル合成 二〇 W
- 十 空中線の型式及び構成 八木
- 十一 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第九百四十七号  
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。  
昭和二十六年十一月七日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十二日 第一四四〇号
- 二 承認を受けた者 中央気象台



(一) 試験の場所及び期日
(二) 受験資格
(三) 試験科目及び方法

方法 学識試験、実地試験
(一) 受験願書の提出期限
(二) 受験願書の提出方法

(3) 受験願書を郵送する者は、書留郵便で封筒に「獣医師国家試験受験願書在中」と朱書きし、東京都千代田区霞が関二丁目二番地農林省畜産局内獣医師免許審査会に送付すること。

- 通商産業省告示第百六十八号
通商産業省告示第百六十七号
通商産業省告示第百六十六号

六 割増金の支拂開始日
七 抽せん期日
八 抽せん回数

六 大蔵省告示第百三十七号
七 抽せん期日
八 抽せん回数

六 大蔵省告示第百三十八号
七 抽せん期日
八 抽せん回数

六 大蔵省告示第百三十九号
七 抽せん期日
八 抽せん回数

七 厚生省告示第百四十六号
八 厚生省告示第百四十七号
九 厚生省告示第百四十八号





解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年十月十六日の株主総会の決議により解散した。当会社に対して債権を有する者は、この公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出無き時は清算より除外せられる。

昭和二十六年十月三十日
西宮市今津山中町六十五番地
株式会社山崎商店
清算人 山崎 謙吾

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年十月十九日の臨時株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者は、この公告掲載の翌日より二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出なき時は清算より除外せられる。

昭和二十六年十月三十一日
大阪市北区曾根崎上一丁目三五
株式会社福島洋行清算事務所
代表清算人 三島 政豊

合併公告
昭和二十六年十月三十一日開催の臨時株主総会に於いて、下記会社は合併して甲は存続し乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本広告掲載の翌日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十一月七日
布施市大字上小坂八百五十番地
甲 ホルベイン工業株式会社
大阪市南区上沙町二丁目二十四番地
乙 株式会社吉村商店

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十一月七日
岐阜県稲葉郡厚見村城東通り一丁目三十五番地
岐阜桐材株式会社
代表清算人 桑原 幹三

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十一日総社員の同意を以て解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は十二

月三十一日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除外致します。

昭和二十六年十一月一日
横浜市磯子区丸山町七番地
合資会社代門木型製作所
清算人 代門 中男

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年八月三十日定時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に

昭和二十六年十一月七日
広島市堺町一丁目三十番地の二
広島県百貨卸商業協同組合
清算人 成宮惣五郎

組織変更公告
当社は昭和二十六年十月十日の社員総会に於て総社員の同意で株式会社富田文房堂に組織変更の決議をした。この組織変更に関するものは本公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。

昭和二十六年十月十日
広島市橋本町二十九番地
有限会社富田文房堂
代表清算人 稲葉 治男

昭和二十六年十一月七日
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

昭和二十六年十一月一日
同六月附会第九十一号四頁
同七日附会第九十二号八頁

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年九月二十八日臨時株主総会の決議に依り解散したの

昭和二十六年十月一日
広島市舟入幸町六百十五番地
廣島工業有限公司
代表清算人 磯金 隆

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

昭和二十六年十一月一日
同六月附会第九十一号四頁
同七日附会第九十二号八頁

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十一月七日
岐阜県稲葉郡厚見村城東通り一丁目三十五番地
岐阜桐材株式会社
代表清算人 桑原 幹三

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十一日総社員の同意を以て解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は十二

月三十一日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除外致します。

昭和二十六年十一月一日
横浜市磯子区丸山町七番地
合資会社代門木型製作所
清算人 代門 中男

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年八月三十日定時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に

昭和二十六年十月十日
広島市橋本町二十九番地
有限会社富田文房堂
代表清算人 稲葉 治男

洗濯の折れない
★他に ロングプラテン型 (18吋)
納入先
東京電氣器具株式会社 (東芝第二会社)
東京営業所 東京都千代田区旭町7電神田 (25) 3 6 2 9

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年九月二十八日臨時株主総会の決議に依り解散したの

昭和二十六年十月一日
広島市舟入幸町六百十五番地
廣島工業有限公司
代表清算人 磯金 隆

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

昭和二十六年十一月一日
同六月附会第九十一号四頁
同七日附会第九十二号八頁

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十一月七日
岐阜県稲葉郡厚見村城東通り一丁目三十五番地
岐阜桐材株式会社
代表清算人 桑原 幹三

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十一日総社員の同意を以て解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は十二

月三十一日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除外致します。

昭和二十六年十一月一日
横浜市磯子区丸山町七番地
合資会社代門木型製作所
清算人 代門 中男

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年八月三十日定時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に

昭和二十六年十月十日
広島市橋本町二十九番地
有限会社富田文房堂
代表清算人 稲葉 治男

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

昭和二十六年十一月一日
同六月附会第九十一号四頁
同七日附会第九十二号八頁

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年九月二十八日臨時株主総会の決議に依り解散したの

昭和二十六年十月一日
広島市舟入幸町六百十五番地
廣島工業有限公司
代表清算人 磯金 隆

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

昭和二十六年十一月一日
同六月附会第九十一号四頁
同七日附会第九十二号八頁

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十九日開催の臨時株主総会に於て解散の決議を致しましたから当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出ないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十一月七日
岐阜県稲葉郡厚見村城東通り一丁目三十五番地
岐阜桐材株式会社
代表清算人 桑原 幹三

解散公告(第一回)
当社は昭和二十六年九月二十一日総社員の同意を以て解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は十二

月三十一日迄に御申出下さい。若し上記期間内に御申出のない時は清算より除外致します。

昭和二十六年十一月一日
横浜市磯子区丸山町七番地
合資会社代門木型製作所
清算人 代門 中男

解散公告(第二回)
当社は昭和二十六年八月三十日定時株主総会の決議により解散しましたので当社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に

昭和二十六年十月十日
広島市橋本町二十九番地
有限会社富田文房堂
代表清算人 稲葉 治男

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

昭和二十六年十一月一日
同六月附会第九十一号四頁
同七日附会第九十二号八頁

受取手形 一、八八二、九九〇〇
売掛金及未収入金 七、三三六、〇〇五三〇
仮払金 三、七二〇、五三二一七
未経過保険料及割引料 一、四八二、三三三、五一一
出資金 六、八三四、二八八九三
現金 四〇、〇一四、六八二、八二二
預金 三、〇〇〇、〇〇〇〇〇
貸方の部 三、〇〇〇、〇〇〇〇〇
資本 八、七一一、三三三、〇〇〇
諸積立及引当金 一、三三三、三三三、〇〇〇
未払金 一、三三三、三三三、〇〇〇
流動負債 一、三三三、三三三、〇〇〇
仮受金 一、三三三、三三三、〇〇〇
前期繰越金 一、三三三、三三三、〇〇〇
当期利益金 一、三三三、三三三、〇〇〇
合計 四〇、〇一四、六八二、八二二
昭和二十六年十月三十一日
株式会社井原織物所

第十八期決算公告 (昭和二十六年上期)
資産の部
現金預け金勘定 八、一四三、四〇八、三九五
無盡勘定 一、〇九六、七三三、三〇〇〇〇
有価証券勘定 一、八〇七、二七六、九〇七
貸付金勘定 八、四五三、三三七、四八八
国民金融公庫勘定 四、二四〇、四六五、〇〇〇
貸付金勘定 六、五三六、八五六、五九九
動産不動産勘定 二、〇〇二、四〇四、五五〇
負債の部
無盡勘定 一、六四三、三三三、〇〇一〇八
預金勘定 三、三三三、三三三、〇〇〇〇〇
国民金融公庫勘定 一、七〇五、八二九、二四二
雑勘定 四、五一一、四八六、五八八
資本勘定 三、〇〇〇、〇〇〇〇〇
利益準備金 一、九〇〇、〇〇〇〇〇
任意積立金 一、三三三、三三三、〇〇〇〇〇
未処分利益剰余金 一、〇九四、八八六、五八八
合計 二、〇七二、三九五、八七五、九九九

利益金処分
当期未処分利益剰余金 一〇、九一四、八八六、五八八
入六、五八八、〇〇〇を処分する事左の如し。
利益準備金 一、五〇〇、〇〇〇〇〇
利益剰余金 一、五〇〇、〇〇〇〇〇
配当金 一、五〇〇、〇〇〇〇〇
役員賞与金 一、五〇〇、〇〇〇〇〇
任意積立金 一、五〇〇、〇〇〇〇〇
次期繰越利益剰余金 一〇、七六三、三三三、〇〇〇
昭和二十六年十月十七日
愛媛無盡株式会社

増資新株式割当期日及び名義書換等停止公告
昭和二十六年十月二十九日開催の取締役会で新株式一百万株(額面株式一株金五十円)の発行を決議しその内七十万株を昭和二十六年十二月十日午後五時現在の株主名簿記載の株主にその所有株式二株につき新株式一株の割合で割当することに決定致しました。

組織変更公告
当社は昭和二十六年十月一日の社員総会に於て総社員の同意で噴金工業株式会社に組織変更の決議をした。この組織変更に関するものは本公告の日から二箇月以内に申し出られた

解散公告(第三回)
当社は昭和二十六年九月二十八日臨時株主総会の決議に依り解散したの

解散公告(第一回)
当組合は昭和二十六年三月一日組合員総会の決議で解散した。当組合に対して債権のある者はこの公告の日から二箇月以内に申出でなければならない。若しこの期間内に申出のないときは清算から除外せられる。

定価 一ヶ月 二百円内 一ヶ月 九円 送料 郵便
公告 一ヶ月 八百円内 一ヶ月 十七円 送料 郵便
但し、会社解散公告、合併公告、組織変更公告、二ヶ月 一千五百円
広告 一ヶ月 八百円内 一ヶ月 十七円 送料 郵便
発行所 東京都港区市本町一丁目一五
電話 九段(33) 二二二一 官報
電話 東京 一九〇〇〇 官報

官報

總理府公告

資格審査結果公告

自昭和二十六年十月三十一日(至同)十月三十一日

第五十号

昭和二十六年十一月七日

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、昭和二十二年勅令第一号(公職)の施行に関する命令(昭和二十二年勅令、内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により内閣総理大臣が行つた資格審査の結果である。

Table listing names and titles of officials, organized by department and rank. Includes names like 宮下千史, 大崎清志, 石井一丸, etc.

毎日新聞 昭和二十五年十一月七日 第三種郵便物認可







○同第六八号(同)  
一、風呂敷 二枚  
一、紙袋 二枚  
○同第六七号(同)  
一、風呂敷 一枚  
一、紙袋 一枚  
○同第六五号(同)  
一、風呂敷 二枚  
一、布袋 一枚  
○同第六四号(同)  
一、風呂敷 三枚  
一、紙袋 一枚  
一、布袋 一枚  
○同第六六号(同)  
一、風呂敷 三枚  
一、布袋 一枚  
○同第六二号(同)  
一、風呂敷 五枚  
一、紙袋 四枚  
○同第六三号(同)  
一、風呂敷 十三枚  
一、紙袋 十五枚  
一、手提袋 一枚  
一、布袋 一枚  
○昭和三十五年保第二二三号(五十嵐よし同)  
一、換価金 千三百三十二円  
○昭和三十六年保第二九号(氏名不詳)  
一、同 五百五十七円  
一、同 千四百四十七円  
一、同 千六百七十三円  
一、同 千二百六十六円  
一、同 六百二十円  
一、同 千二百四十三円  
一、同 二千五百八十四円  
一、同 八千五百五十五円

○同押第九五号(同)  
一、同 六百五十四円  
二、同 六百五十三円  
○同押第一〇一〇号(同)  
一、同 一千三百五十三円  
二、布袋 一枚  
○同押第一〇一〇号(同)  
一、換価金 一千二百九十六円  
二、風呂敷 一枚  
○同押第一〇一〇号(同)  
一、換価金 三千四百八十円  
二、リツクサツク 一箇  
○同押第一三三九号(同)  
一、換価金 二千二百四十五円  
二、風呂敷 五枚  
○同押第一三三九号(同)  
一、換価金 一千六百二十円  
二、風呂敷 二枚  
○同押第一四〇号(同)  
一、換価金 二千五百二十七円  
二、手提籠 一箇  
三、風呂敷 六枚  
四、布袋 九枚  
○同押第一四一〇号(同)  
一、換価金 五百二十四円  
二、風呂敷 一枚  
三、布袋 二枚  
○同押第一四二二号(同)  
一、換価金 二千六百七十円  
○同押第一四六号(同)  
一、同 五千六十四円  
二、手提袋 一箇  
三、風呂敷 九枚  
四、布袋 十枚  
○同押第一四七号(同)  
一、換価金 二千一百三十一円  
二、中古トランシク 三箇  
三、風呂敷 一枚  
四、布袋 二枚  
○同押第一五六号(同)  
一、換価金 二千二百八十九円  
一、同 三千二百九十円  
二、風呂敷 四枚  
○同押第一五八号(同)  
一、換価金 四千五百二十九円  
○同押第一五九号(同)  
一、同 二千四百五十五円  
○同押第一六〇号(同)  
一、同 一千一円  
二、ござ 一枚

三、木箱 一箇  
四、荷札 三枚  
五、布袋 一枚  
○同押第一六五号(同)  
一、換価金 二千八百十三円  
○同押第一六八号(同)  
一、同 六百五十四円  
○同押第一七〇号(同)  
一、同 三千八百十四円  
○同押第一七〇号(同)  
一、換価金 三千九百九十四円  
○同押第一七六号(同)  
一、同 六千一百十三円  
○同押第一七七号(同)  
一、同 一千四百三十四円  
○同押第一七八号(同)  
一、換価金 五千九百五十九円  
二、風呂敷 六枚  
○同押第一八五号(同)  
一、換価金 一千五百二十六円  
二、風呂敷 四枚  
○同押第一八六号(同)  
一、換価金 一千四百七十八円  
二、風呂敷 四枚  
○同押第二〇一〇号(同)  
一、換価金 一万二千一百八十六円  
二、風呂敷 三十一枚  
○同押第二〇二二号(同)  
一、換価金 一千三百八十三円  
二、風呂敷 二枚  
○同押第二〇三三〇号(同)  
一、赤皮製靴 一箇

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。  
○昭和三十五年保第一一八九号(井上ミチ食糧管理法違反事件)  
一、換価金 九十四九十六円  
○同保第一二〇八号(荒木タカ同)  
一、同 一百五十三円七十銭  
○昭和三十六年保第二六六号(野田文子同)  
一、同 一千三百五十二円  
○同保第五九四号(氏名不詳同)  
一、同 一千七百七十四円  
○同保第五九五号(同)  
一、同 一千八百二十二円  
○同保第五九六号(同)  
一、同 一千六百三十円  
○同保第五九七号(同)  
一、同 一千六百七十八円

○同保第五九八号(同)  
一、同 一千九百十八円  
○同保第五九九号(同)  
一、同 一千三百四十二円  
○同保第六〇〇号(同)  
一、同 一千九百十八円  
○同保第六〇一〇号(同)  
一、同 一千六百三十円  
○同保第六〇二二号(同)  
一、同 一千三百四十二円  
○同保第六〇三三〇号(同)  
一、同 一千七百七十四円  
○同保第六〇四四〇号(同)  
一、同 一千五百三十四円  
○同保第六〇五五〇号(同)  
一、同 一千三百九十円  
○同保第六〇六六〇号(同)  
一、同 一千九百十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。  
○昭和三十六年保第二六七号(被疑者不詳食糧管理法違反事件)  
一、換価金 二、五八三円  
一、同 六二二円  
一、同 九五七円  
一、同 一、一四八円  
一、同 一、一〇〇円  
一、同 二七五号(同)  
一、同 一、三三九円  
一、同 一、五三〇円  
一、同 二八四号(同)  
一、同 四六〇円五〇銭  
一、同 二八七号(同)  
一、同 四七四円  
一、同 二八八号(同)  
一、同 二九九円  
一、同 二九七号(同)  
一、同 一、六七四円  
一、同 三二二号(大沢次郎同)  
一、同 四、四七八円

明治二十五年第三種郵便物認可  
昭和二十一年一月

印刷局